

## 凍結胚保存期間 3 年間満了における手続き方法

凍結保存満了日をもって凍結保存期間が終了となります。当院規定では、最長 3 年間の満了日後に残存している胚全ては原則廃棄となるため、今回は廃棄同意書の提出が必要となります。

しかしながら、今後において治療継続を強く希望される方は、下記に従いお手続きを遂行されますようお願い申し上げます。**ご提出にあたり書類の記入漏れが多く発生しております。再度内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。**ご不便をお掛けしますが、ご理解の程、ご対応お願い申し上げます。

**胚を廃棄する場合：凍結胚廃棄同意書を当院へ送付してください。**

『凍結胚廃棄同意書（必要事項を記載し、署名をお願いします）』を書類送付先住所まで**郵送**してください。なお、郵送によるお手続きの際の送料は患者様のご負担となります。手続き完了後、当院より同意書の控え（コピー）を記載ご住所宛にご返送（当院送料負担）いたします。

**凍結融解胚移植を行う場合：医師とのご相談が必要です。**

生殖医療外来〔予約：体外受精〕にご予約のうえ、速やかに医師とご相談ください。なお、医師の判断も含め、凍結保存期間満了日までに胚移植が行われなかった場合には、1 つの凍結番号につき延長料金のお支払いが必要となる場合があります。

**凍結保存期限 2023 年 07 月 31 日以前：33,000 円**  
**2023 年 08 月 01 日以降：38,500 円**

**凍結保存期間の延長を希望する場合：医師とのご相談が必要です。**

生殖医療外来〔予約：体外受精〕にご予約のうえ、速やかに医師とご相談ください。医師より、延長を認められた場合のみ、1 年間の追加延長が可能となります。

追加延長は凍結保存期間満了日までに必要書類の提出と延長料金のお支払いをもって手続き完了となります。期限までにお手続きが完了しない場合には追加延長は無効となるため、ご注意ください。

医師より延長が認められなかった場合には、速やかに廃棄同意書を提出して下さい。

**凍結保存期限 2023 年 07 月 31 日以前：33,000 円**  
**2023 年 08 月 01 日以降：38,500 円**

書類送付先住所

〒982-0014 宮城県仙台市太白区大野田 4 丁目 31-3

仙台ソレイユ母子クリニック 生殖医療センター「培養室」行

手続きに際しご不明な点がございましたら、診療時間内に「培養室」まで電話にてお問い合わせ下さい。

お問い合わせ電話番号：022-248-5001（代表）

※お問い合わせは診療時間内をお願いします（診療時間は曜日より異なりますのでご注意ください）。

※担当者が不在の場合、返答にお時間をいただく場合がございますが予めご了承ください。

医療法人珀晴会 仙台ソレイユ母子クリニック